

掲示期間 平成28年4月1日～平成28年4月10日

新潟市水道局告示第10号

夜間及び休日における収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、夜間及び休日における収納事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、次のとおり委託したので同法施行令第26条の4第1項の規定により告示します。

平成28年4月1日

新潟市水道事業管理者

水道局長 井浦 正弘

委 託 場 所		収 納 事 務 受 託 者
新潟市水道局 秋葉事業所料金課	新潟市秋葉区 程島 2004 番地 2	公益社団法人 新潟市シルバー人材 センター